

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	島根県 雲南市		
計画期間 実施期間	H24 ~ H27 H24 ~ H25	総事業費(交付金)	271,000千円 (135,650千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	各世代の地域住民活動や話し合いの機会を創出するとともに、地域ぐるみのまちづくりの機運を醸成することによる「定住人口の確保」と、集落営農組織を中心とした地域農業の発展及び高齢者、Uターン者の参画による「定住等の促進に資する基盤整備の円滑化」が目標及び事業活用活性化計画目標であり、法及び基本方針の、定住等及び地域間交流の促進の目的に合致する。また、前計画では「交流人口の増加」と「地域産物の販売額の増加」を目標とし、交流人口の増加は、目標値0.83%に対し実績が35.83%と大幅に目標を達成しており、定住等及び地域間交流の促進に寄与している。一方、地域産物の販売額の増加は、目標値17.00%に対し実績が16.68%と若干下回ったが、ほぼ目標を達成している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	雲南市総合計画(H18年12月策定)では「生命(いのち)と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」を基本理念とし、市民と協働によるまちづくりを進めており、総合計画によるまちづくりを進めるにあたっては、庁内推進体制を整えるため「横断的プロジェクトの進行管理」をまちづくりの課題に設定している。これに基づき多部署にわたる横断的プロジェクトや個別計画(雲南市総合保健福祉計画・第2次雲南市健康増進計画・雲南市男女共同参画計画等)については、関係する担当部局による企画・協議等の体制をつくり、「地域で支えあうくらしづくり」「高齢者の豊富な経験を生かした活動」「就労」「社会参加」「生きがい」を柱にその推進に取り組んでいる。また、ふるさとが本来もつ豊かな恵みである自然や歴史、人のつながりなどの地域資源を有効に活用し、地域の活性化に取り組んでいくものであり、連携が図られている。その他、雲南市総合計画を推進するために策定した過疎地域自立促進計画や山村振興計画、地域活性化総合特区「たたら里山再生特区」とも整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	地域住民からの要望により取りまとめた事業であり、地域住民との調整は図られている。 ○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(多根地区):雲南市へ合併する以前(掛合町時代)から地域ものづくり工房構想などコミュニティ拠点施設の建設が要望されてきており、地域自主組織等地元住民と整備・活用計画を検討・作成しており、合意形成の基礎としたものである。 ○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(松笠地区):雲南市へ合併する以前(掛合町時代)から農村歌舞伎を活用したコミュニティ拠点施設の建設が要望されてきており、地域自主組織等地元住民と整備・活用計画を検討・作成しており、合意形成の基礎としたものである。 ○地形図作成:農業関係者をはじめ地域住民等の合意形成を基礎としている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	定期的に開催された整備・活用計画検討の際に、検討メンバーの一員として女性が積極的に参加し、施設のデザインや配色、高齢者等に配慮した施設整備等の意見があった。
事業の推進体制は確立されているか	適	○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(多根地区):地域の活性化を目指す地域自主組織で事業推進の体制が確立されている。 ○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(松笠地区):地域の活性化を目指す地域自主組織で事業推進の体制が確立されている。 ○地形図作成:県、市、改良区、地元が連携し、推進を図る体制となっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	当該事業を活用して整備する施設により、各世代の地域住民活動や話し合いの機会を創出するとともに、地域ぐるみのまちづくりの機運を醸成することで「定住人口の確保」を目指し、また、基盤整備に向けた地形図作成を行うことで、「定住等の促進に資する基盤整備の円滑化」に資するため、いずれも活性化計画の目標と整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間は4年間、実施期間は2年でいずれも適切である。施設完成後、2年間の事業効果発現期間を設定している。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(多根地区):交付額は64,000千円で総事業費128,000千円の1/2で交付限度額の範囲内である。 ○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(松笠地区):交付額は70,000千円で総事業費140,000千円の1/2で交付限度額の範囲内である。 ○地形図作成:交付額は1,650千円で総事業費3,000千円の5.5/10で交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 種類:建物、構築物 ○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(多根・松笠地区):30年(事務所用、金属造)※減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一 金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものを適用) 附属施設:アスファルト舗装10年※減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一 構築物・舗装道路及び舗装路面(アスファルト敷又は木れんが敷のものを適用)
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の1及び3により、適正に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	上記による算定の結果、1.0以上である 費用対効果算定要領第2の1 ○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(多根地区):(年総効果額)7,510,000円/(還元率)0.0578/(総事業費)128,000,000円≒1.02 ○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(松笠地区):(年総効果額)8,350,000円/(還元率)0.0578/(総事業費)140,000,000円≒1.03 費用対効果算定要領第2の3 ○地形図作成:投資効果=1.0とみなす
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の2施設ともに事業実施主体は雲南市である。また、2施設とも定住及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するとともに、雲南市総合保健福祉計画や雲南市男女共同参画計画等に基づき、「地域で支えあうくらしづくり」「高齢者の豊富な経験を生かした活動」「就労」「社会参加」に配慮した施設であり、事業内容、交付額算定交付率及び要件、実施基準等要件を満たしている。地形図作成は受益面積は30haであり要領の別表2の要件に掲げるおおむね5ha以上を満たしている。平成27年度から事業実施主体を島根県とし、農地整備事業(経営体育成型)(地域自主戦略交付金)を実施予定であり要領の別表2の要件に掲げる実施後3年以内に農地整備事業等に着手することが確実に達成することを満たしている。受益者数は49人であり運用 第4の3に掲げる2人以上を満たしており、要件等満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	雲南市で設置する公共施設であり、個人に対する交付ではなく、目的外使用のおそれもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	一	いずれの施設も該当しない。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	地域の活動促進施設で各地域に施設があり、受益エリアも重複しておらず、競合する施設ではない。近隣の類似施設では、地域自主組織の活動拠点として、高齢者・女性グループや地域福祉・文化・体育活動団体、農業団体などが年間を通じて活動しており、約5,000人の利用実績がある。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(多根地区):地区内の高齢者・女性グループ活動や地域福祉・文化・体育活動団体、農業団体、住民の発想を自らが実践する「地域自主組織」などが、年間を通じて活動する計画であり、年間約6,700人の利用を見込んでいる。利用計画については、既存施設の利用状況に加え、新たな利用ニーズ等を踏まえ、策定している。 ○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(松笠地区):地区内の高齢者・女性グループ活動や地域福祉・文化・体育活動団体、農業団体、住民の発想を自らが実践する「地域自主組織」などが、年間を通じて活動する計画であり、年間約6,200人の利用を見込んでいる。利用計画については、既存施設の利用状況に加え、新たな利用ニーズ等を踏まえ、策定している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	コミュニティビジネスの中心となるため、各コミュニティの中心地に立地している。本施設を整備する多根・松笠地区のほか、3地区を加えた掛合町では、地域ごとの個性を発揮しながら、農村景観の保全とふるさとの魅力を活かした地域づくりを一体となって取り組むこととしており、各地区の自主組織等が連携し農村体験イベント等を通じて農村景観の維持と活性化を図っていく。規模については、既存の交流施設と隣接する旧小学校の校舎の共同利用状況に加え、新たな利用ニーズ等を踏まえ、決定している。
施設の利用や運営等にあって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	雲南市男女共同参画計画に基づき、意識啓発、女性が活躍しやすい環境づくりと女性の人材育成、事業所への働きかけなどによる職場での男女共同参画の確立などに取り組んでいる。また、本市は高齢化の進行や後継者不足が深刻化する中で、中山間での女性の役割は従来にも増して重要になっており、女性が安定的に農林業やこれに関連する活動に参画できるよう、各施設とも施設整備の計画の段階から協議し、重労働の軽減化、安全性の確保、トイレなどの整備を推進している。
事業費積算等は適正か		

項目	チェック欄	判断根拠
過大な積算としていないか	適	国告示の積算基準(国土交通省公共交通積算基準平成23年度版)に基づいており、周辺市町村の類似施設の仕様や設計、コスト比較を行いほぼ同程度であり、過大な積算ではない。 ○施設の規模については、「農村地域における生活環境施設の取り扱い(昭和56年10月23日56構改B第1697号)」通知を参考に算定を行っている。今回整備する高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設はそれぞれ集落単位を超える地域的施設(松笠:8集落・99戸、多根:7集落・153戸)であり、利用対象戸数の状況のほか、今回の施設に集会、研修室等の他に農産物の加工(調理実習室)を一体的に整備することからみて、適正な規模であり、過大な積算ではないと考える。 ○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(多根・松笠地区):雲南市内の各地区(人口規模や利用団体数等が同等地区)にある「交流センター」と㎡当たり単価等、ほぼ同程度である。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の施設整備にとどめるほか、将来的に発生する維持管理費の軽減を踏まえた建設・整備コストの低減の検討を図っている。 各施設ともオーターの採用を避け、規格品を多く採用し工事費の削減と施工方法の簡略化・施工精度向上を図る。これにより、更新時の部品調達やメンテナンスの容易さを図る。この他、外光を極力取り入れた施設計画やきめ細かい空調ゾーニング、「必要なところに、必要なだけ」のタスク空調の採用により、インシャルランニングコストの削減を図る。 地形図作成:測量基準に基づく算定である。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	各施設の附帯施設は、高齢者や障がい者等に配慮した利用しやすい環境整備が必要であり、必要最小限の外構整備(敷地内アスファルト舗装)である。また、汎用性があるものについては、交付対象としていない。 ○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(多根地区):敷地内外構(アスファルト舗装) ○高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(松笠地区):敷地内外構(アスファルト舗装)
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	備品として厨房機器、什器等(窓下収納庫・流し台、展示戸棚等耐用年数5年以上の物)作り付け・既製品であっても、下地仕上げをせず、壁・床等に固定してあり、施設外へ運び出しが容易でないため、交付対象として適正である。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	交流活動・コミュニティビジネスの中心となるため、地域住民及び農林業者の利便性を考慮し、各コミュニティの中心地に立地することは設置目的にかなっていない。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	2施設ともに市有地として確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	-	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	-	該当なし
1年を通して運営される施設であるか	-	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	-	該当なし

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	起債計画などに関して雲南市中期財政計画及び実施計画において十分検討・調整を行っている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	雲南市契約規則及び入札に関する要綱に基づき、一般競争入札に付すこととしている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	雲南市において、施設設置条例及び管理運営規則を制定し、適正に管理・運営を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし